



各 位

平成 29 年 5 月 29 日

会社名 株式会社アルメディア
 代表者 代表取締役社長 高橋 靖
 (コード番号 7859 東証第二部)
 問合せ先 取締役 兼 執行役員
 (企画・総務・経理担当)
 井野 博之
 電話番号 042-511-0500 (代表)

(訂正・追加)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正と追加について

平成 29 年 5 月 12 日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」に、一部訂正がありましたのでお知らせ致します。

また、本日付の「株式会社グローバルサーチが運営する不動産総合比較サイト「イエカレ」の事業譲受けに関する契約締結のお知らせ」で開示しましたとおり、WEB ビジネス事業を譲受けすることに伴い、現行定款 第 2 条に当事業目的を追加することといたしました。

変更箇所は下線で示しております。

記

1. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

新 変 更 案	旧 変 更 案 (平成 29 年 5 月 12 日に開示した変更案)
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条</p> <p>(15) 広告宣伝に関する企画、立案並びに制作、<u>運営</u></p> <p>(16) <u>デジタルメディアの企画、制作及び運営</u></p> <p>※以下、各号繰り下げ</p> <p><u>(26) 古物売買</u> <u>(27) 現行どおり</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 16 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条</p> <p>(15) 広告宣伝に関する企画、立案並びに制作 <u>(現行定款からの一部追加)</u> <u>(新 設)</u></p> <p>※以下、各号繰り下げ</p> <p><u>(25) 古物売買</u> <u>(26) 条文省略</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第 16 条 当社の取締役 (監査等委員会である取締役を除く。)は、10 名以内とする。</p> <p>(中 略)</p>

<p>(任期) 第 18 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 取締役会は、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役 (監査等委員である取締役を除く) に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(任期) 第 18 条 取締役 (監査等委員会である取締役を除く) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 19 条 取締役会は、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第 20 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役 (監査等委員である取締役を除く) に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 21 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>
--	--

第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意がある時は、招集の<u>手続きを経ない</u>で監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員会</u>全員の同意がある時は、招集の<u>手続きを経ない</u>で監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(中 略)</p>
<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会の運営その他に関する事項</u>については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める</u>監査等委員会規程による。</p> <p>(中 略)</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(後 略)</p>

以 上